

# 第4回益城町使用料等審議会

## 議事要旨

◆ **日時** 平成31年2月12日(火) 13:30~14:50

◆ **場所** 益城町役場仮設庁舎本館2階 応接室

◆ **出席委員** 6人出席

**事務局** 事務局2人 担当課6人

◆ **議題次第**

1. 開会
2. 前回議論の振り返り
3. 3施設の使用料に関する答申案について
4. 事務連絡
5. 閉会

◆ **議事要旨**

前回議論の振り返り(議事次第2)

➤ 事務局より、資料2に沿って説明。

3施設の使用料に関する答申案について(議事次第3)

➤ 事務局より、資料3に沿って説明。

(主な意見)

### 【水道使用料・下水道使用料】

- 答申案 P.4 の下水道使用料の区分、水道料金の文頭に「下」の字を追加。
- 水道使用料と下水道使用料の改定率の桁数が異なるので、下水道使用料の改定率を14.19%に修正。
- 附帯意見2について、水道使用料、下水道使用料は激変緩和対象ではないので、関連文言を削除。

### 【町民運動場使用料】

- 1日貸切となる場合、安くはない料金になるので、町民の方に訊かれたときに納得いただける説明ができるようにしておいて欲しい。町民に直接対応する方は他市町村の同様の料金など深い理解が必要。
- 何時以降は照明代込みの使用料とするなど、使用者の裁量に任せない工夫が必要。色々なスポーツで考えられる。次回の改定にはこの件を配慮した形で、照明の使用については使用者の裁量に任せず、照明料を含んだ夜間料金を設定するということを検討して欲しい。
- 町民に対して施設使用料一覧のようなものを提示するとき、施設使用料と照明料が別々にならないように、一目で必要な情報がわかるものを町HPや広報誌等を使って周知すべき。
- 答申案について、「町外料金は2倍」を追記。また、本答申に記載された改定料金案についても骨子としてのものであれば問題は無いと思われる。
- 備品や消耗品など町が供給しているものについては、これからの3年間のデータを取り、状況を見ながら、受益者負担の原則に則って使用者に全額負担させるべきか検討することが次期改定時の議論の争点のひとつになる。適正な管理をしつつ、データを収集することを求める。
- 使用料を用途で分けるのではなく、施設で分ける、ということで整理いただきたい。
- 他の町民グラウンドはスポーツの種目毎の方が町民はわかりやすいということで答申案のままの表現とする。
- 津森町民グラウンドのソフトボールの表記については、1面あたりとわかる表記にすべき。

(討議の結論)

【水道使用料】

- 附帯意見 2 の「激変緩和措置にて」を削除。

【下水道使用料】

- 料金案について、区分「水道料金」を「下水道料金」に、改定使用料の改定率「14%」を「14.19%」に修正。
- 附帯意見 2 の「激変緩和措置にて」を削除。

【町民運動場】

- 町民運動場使用料・照明料については、以下の料金案の表記に修正。

(町民グラウンド使用料)

(1 時間あたり)

区分		用途	現行使用料	改定使用料
グラウンド	全面		400円	600円
	A・Cコート	野球	200円	300円
	A・B・C・Dコート	ソフトボール	100円	150円
ミニサッカー場		ミニサッカー	300円	300円
相撲場		相撲	100円	150円

(町民グラウンド夜間照明使用料)

区分		現行使用料	改定使用料
グラウンド	全面	2,000円	2,000円
	A・Cコート	733円	750円
	B・Dコート	500円	500円
ミニサッカー場		333円	350円
相撲場		100円	100円

(飯野町民グラウンド使用料)

区分	現行使用料	改定使用料
グラウンド	100円	150円

(広安町民第1グラウンド使用料)

区分	現行使用料	改定使用料
多目的グラウンド	100円	150円
グラウンドゴルフ・ゲートボール場	100円	150円

(福田町民グラウンド使用料)

区分	現行使用料	改定使用料
グラウンド	200円	200円
ソフトボール	100円	廃止
ゲートボール場		100円

(津森町民グラウンド使用料)

区分		用途	現行使用料	改定使用料
グラウンド			200円	グラウンド
サッカー		サッカー	200円	(全面)へ変更
グラウンド	全面	サッカー		200円
	1/2面	ソフトボール	100円	100円
ゲートボール場		ゲートボール		100円
グラウンドゴルフ場		グラウンドゴルフ		100円

(津森町民グラウンド夜間照明使用料)

区分		現行使用料	改定使用料
グラウンド	サッカー	733円	750円
	ソフトボール	500円	500円

事務連絡（議事次第4）

事務局より、今後の日程について、下記の内容を案内。

- 第2期答申は2月19日（火）14：00より実施。
- 第5回審議会については3月下旬開催予定。後日日程調整実施。

閉会

以上